

「伊東市散骨場等の経営の許可等に関する条例」(案)に関するパブリックコメント

森 篤 (昭和 27 年 12 月 6 日生)  
 住所 伊東市宇佐美 403-2  
 電話 0557-48-9534  
 職業 なし

項目	条例 (案)	意見	理由等
* 総論		<p>「条例 (案)」の具体的な内容について記述した上で、市民に示し意見を聞くべきだと思います。</p>	<p>「条例 (案)」となっていますが、条例の「構成 (案)」が記述されているのみで、内容の具体的な記述がありません。</p> <p>条例は、その構成も大事には違いありませんが、条文そのものが最も大事であることはいうまでもありません。具体的に各条で何と言うか、どんな言葉を使うのか、どんな言い回しをするのかによって、条例そのものの性格が大きく変わってくる場合があります。示された「条例 (案)」では、そのこのところがほとんど理解できません。これでは、特に本条例に係る事項の専門家というわけではない市民は意見が言いづらいのではないのでしょうか。</p> <p>「条例 (案)」について市民の意見を聞きたいと言うのであれば、市民が意見を言いやすい工夫が必要だと思います。具体の「条例 (案)」を示し、かつ、その逐条解説の資料も添付すべきではないのでしょうか。</p> <p>次の議会に提案するので、時間がないのかもしれません、「条例 (案)」をつくる時間を確保するためパブコメの期間を縮小するなり、次々回の議会に提案するなりの方法はあるのではないのでしょうか。意見を言いづらい内容で意見を募っても中途半端になってしまうと思います。</p>

<p>1 制定の趣旨</p>	<p>本市においては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、適切な葬送ができるよう「伊東市墓地、埋葬等に関する規則」を定め、対応してまいりました。</p> <p>しかし、近年、墓地へ埋葬する方法のみならず、自然葬と呼ばれる散骨等の方法もみられるなど、葬送に対する考え方が多様化してきている状況にあるため、散骨場及び墓地に類似する施設（以下「散骨場等」という。）の経営の許可等について、一層の公衆衛生の向上、生活環境の保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的として条例を制定いたします。</p>		
<p>2 条例の概要 (定義)</p>	<p>散骨、散骨場、散骨場等について定めることとします。</p>	<p>海洋散骨、空中散骨、樹木葬等についても本条例の範疇であることを明示する必要がありますと思います。</p> <p>「事前協議」「助言」「指導」「地元住民」「地元自治会」及</p>	<p>「1 制定の趣旨」に、葬送に対する考え方が多様可してきているという認識がありますので、本条例の範疇に葬送の方法を包括的に捉えることができるようにしておく必要があります。</p> <p>いずれも定義が明確になっていないと、解釈がまちまちになる可能性が大いにあり、本条例の運用が効果的に行われな</p>

		び「同意」の定義を明示する必要があると思います。	ます。特に「地元住民」と「地元自治会」の違いについては誤解のないように定義すべきだと思います。
(経営等の許可)	散骨場等の経営、変更又は廃止しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととし、許可に当たっては必要な条件を付することができることとします。	行政の都合のよい恣意性を排除し、政策としての方向性を明らかにしておくために、許可の基準をあらかじめ条例にうたっておくことが必要だと思います。	許可条件をどうするかによって政策の方向性が決まります。散骨場等の経営を実質的にできなくしようとするのか、必ずしもそうではないのかの方向性をもつべきだと思います。
(欠格事項)	散骨場等を経営する者の欠格事項を定めることとします。		
(事前協議)	散骨場等の経営、変更又は廃止の許可申請をする前に事前協議を義務付けし、必要な助言及び指導ができることとします。	「事前協議」の性格を明示しておくべきだと思います。  (経営の許可)の条において、条件を付することができるしていますが、このことと、「助言」「指導」の区別を明確にする必要があると思います。  また、「助言」「指導」は口頭ではなく、文書で行うこと	「助言」「指導」を受ける可能性のある協議なのか、一般的な相談なのか判然としない場合も出てくるのではないかと思います。当然ですが、協議に入るには、経営者側はそれなりの準備をするでしょうから、「事前協議」の時期、位置づけを行政と経営者側とで齟齬がおきないようにしておくべきだと思います。  「助言」も「指導」も全て許可するに際しての「条件」としてしまえばよいと思いますが、わざわざ、項目を分けて記載するには、それなりの理由があるでしょうから、区別を明確にする必要があります。  一般論として、「助言」「指導」が口頭で行われますと、行政の不透明さにつながる可能性がありますので、文書で行うようにすべ

		を明示する必要があると思います。	きだと思ひます。
(標識の設置)	散骨場等の経営の計画を周知するため、許可申請をする前に標識の設置を義務付けることとします。	<p>標識の設置が、事前協議の前なのか後なのかを明示する必要があります。</p> <p>また、標識の大きさ、記載事項、設置場所も明示する必要があります。</p>	標識の設置は、常識的には、事前協議の後、許可申請の前だと思われますが、そのことが(案)では判然としませんので、明確にしておく必要があります。
(事前説明会の開催)	散骨場等の経営の許可申請をする前に隣接する土地所有者、地元住民及び地元自治会に対して事前説明会を開催することとし、説明会終了後、その内容の報告義務を定めることとします。	<p>説明会の開催時期は、事前協議の後であることを明示する必要があります。</p> <p>事前協議の前に地元住民等関係者との接触を禁じることを明示する必要があります。</p> <p>説明会で説明すべき最低の事項について明示する必要があります。</p> <p>「地元住民」及び「地元自治会」の定義を明示する必要があります。</p>	<p>説明会を開くことが大事なのではなく、何を説明し、どう理解してもらうかが大事ですから、事前協議の中でそのことをよく経営者側に理解してもらう必要があります。事前協議の前に説明会を開いてしまったのでは、経営者側の恣意的な説明になってしまう場合もでてくる懸念されます。合わせて本条例に基づかない説明会は無効であることが明示されてることが必要だと思ひます。</p> <p>地元住民等が散骨場等の経営や本条例の内容がよく理解できていない状況の中で、経営者側の都合のよい説明を受けて、それで説明会をしましたということにならないようにすべきだと思ひます。</p> <p>「地元住民」や「地元自治会」の範囲が明確になっていないと、本条例の運用が効果的に行えないと思ひます。説明を受ける側が</p>

		<p>説明会開催の周知の方法について明示する必要があると思います。</p> <p>また、報告すべき事項についても明示する必要があると思います。</p>	<p>自分が本条例に基づいて説明を受けるべき者なのかどうなのかがはっきりしていないとトラブルの元です。</p>
<p>(隣接土地所有者等の同意)</p>	<p>散骨場等の経営の許可申請をする前に隣接する土地所有者、地元自治会の同意を得ることとします。</p>	<p>同意の確認は同意書によることを明示する必要があると思います。</p> <p>「地元住民」についても、「同意」を得る必要がある旨明示すべきだと思います。</p> <p>同意を得られなければ許可申請を受け付けない旨を明示する必要があると思います。</p>	<p>「地元自治会の同意」の場合、自治会の然るべき議決を経ずに代表者の判断だけで同意し、そのことが問題になる事例があります。同意書には、議決した会議記録か自治会役員の副署があった方がよいと思います。</p> <p>それは、自治会の問題だと言わずに、わざわざ本条例を定めようとする程の案件ですから、行政側で誘導すべきだと思います。</p> <p>自治会は強制加入ではありませんし、組織の同意と個人の同意とは自ずと次元が違いますので、個人についても同意をとるべきだと思います。</p> <p>経営者側の手間は増すだろうとは思いますが、本条例の趣旨に照らせば、「地元住民」の同意をえることは当然だと思います。また、「地元住民」と言った場合、戸単位（あるいは世帯主単位）ではなく、個人単位となるのは当然だと思います。</p> <p>条文の書き方によっては、自ずと自ずと同意がなければ許可申請を受け付けないことになりませんが、条文(案)がありませんので、念のために意見を言うものです。</p>
<p>(許可の申請)</p>	<p>散骨場等の経営、変更又は廃止の許可申請及び許可書の交付について定めることとしま</p>	<p>許可の有効期限（許可を得てから事業を開始するまでの有効期限）を明示する必要があります。</p>	<p>許可は、その時点における諸状況の中での許可ですので、許可を得てから相当年数を経て色々な社会状況が変化した時点でもなお有効であるというのは、せっかくの条例の趣旨が生かされない場</p>

	す	あると思います。	合も出てくるのが考えられます。
(工事完了の届出等)	散骨場等の経営許可等に基づく工事が完了したときは、工事完了届の提出と検査を受けることを義務付けることとします。		
(改善勧告)	許可基準、許可の条件等に違反した場合に改善勧告ができることとします。		
(改善命令)	改善勧告に従わない場合には、期限を定めて改善命令ができることとします。		
(許可の取消し)	改善命令を受けた者が命令に従わなかったとき又は偽りその他不正の手段で経営等の許可を受けたときは、許可の取消しができることとします。		
(使用禁止命令)	許可を受けずに散骨場等の経営を行っている者に使用の禁止を命令することができることとします。		
(原状回復命令等)	許可の取消し、使用禁止命令を受けた者に原状回復その他		

	必要な措置を命令することができることとします。		
(公表)	改善命令、使用禁止命令及び原状回復命令等に従わないときは、その旨を公表することができることとします。	公表のみならず、罰金を課す罰則規定を盛り込むべきだと思います。	改善命令、使用禁止命令及び原状回復命令等に従わない事業者は悪質であることから、公表だけでは、現状回復が担保できません。罰金を課し、罰金の支払いに応じなければ裁判に持ち込むという体制を考慮しておく必要があると思います。 *伊東市が原状回復の代執行ができるか否かがわかりませんので。